

令和6年度東京都新型コロナウイルス等対策有識者会議 社会機能部会（第2回）

議事概要

1 日時

令和6年11月11日（月曜日） 16時30分から18時30分まで

2 場所

東京都庁第一本庁舎42階北 特別会議室D

3 議題と主な意見

（1）対策項目④情報提供・共有、リスクコミュニケーションについて

- ・ オープンデータの形とするなど、都民等がシェアしやすい形で、都から発信するのが良い。
- ・ コロナ禍では、偽情報・誤情報が拡散され、悪影響が生じた地域や事業者が多かったため、再発防止の検討が必要である。
- ・ 感染症危機下においては、公的な情報よりもテレビのような二次的な情報、分かりやすい情報の方が人々の行動変容を促していた。都として、正確かつ分かりやすい情報発信の工夫を考える必要がある。
- ・ コロナ初期においては、行政、医師でもわからないことが多かった。そうした中で、分かりやすさを重視して情報を単純化し過ぎず、統計的な根拠などその根拠を示しながら、分からない中でも行政が対応していることを発信すると良い。
- ・ 東京 iCDC 等が発信する科学的知識に基づいて、行政が知事による発信等含めワンボイスで情報を発信することは、コロナ禍における良い取組だった。
- ・ 感染対策として、行政側から発信のあったアナウンスメント（マスク着用の勧奨等）に対して、何らかの事情で応じることができない人に対し、いわれのない中傷が起きた。シンプルに情報発信をすると、個々の抱える事情への理解不足により誹謗中傷^{ひぼう}が起ることのないような広報を行うことも必要ではないか。
- ・ 情報提供・共有やリスクコミュニケーションは、都民等の意思決定の質を高めるものであり、意思決定の支援をするために本来すべきものである。色々な選択肢について、自分でこれは適切だった、適切でなかったと判断できるような支援ができるとよい。
- ・ コロナ禍では、エッセンシャルワーカーやその家族に対する誹謗中傷^{ひぼう}が多かった。都カスハラ条例が施行されるタイミングであるので、従業員という立場として差別を受けることに関してメッセージを発信するのが良いのではないか。

（2）対策項目⑥まん延防止について

- ・ 特にコロナ禍初期においては、非正規雇用者の雇止めに関する労働相談が多かった。また、アルバイトができなかったことで就学が続けられなかった学生もいた。そのような状況下において、当時は行動制限もあったため、どこに相談したら良いか分からなかったという声があったので、相談窓口の明確化を検討して欲しい。
- ・ 施設の使用制限に係る要請・命令の強度やタイミングについては、慎重に検討する必要がある、

あらかじめ方針を決めておくことが重要ではないか。どのようなタイミングで要請から命令に切り替えるのか、命令に切り替えた際には東京都が自治体としてどこまで責任を引き受けるのか、要請だけでは限界が生じた際にはどのように対応するのか等、あらかじめ行動計画に明記しておくのが良い。

- ・ 施設の使用制限の要請や命令を受けた事業者名や施設名の公表（特措法第四十五条第5項）について、感染症危機下において実際に公表するのかどうかはよく検討が必要である。反対利益の考慮について行動計画にどの程度まで書き込むか、計画の粒度について、検討が必要である。
- ・ コロナ禍では、飲食店に対して一律に休業要請が出されたが、飲食店も業態により様々であることから、一律とした対応ではないように求める声もあった。要請にあたっては、公平性の観点から、事業者が納得できる根拠を示すことが重要である。
- ・ パンデミック時や災害時においては、人権が制限されやすいものであり、それは避けられないものであるということを前提に置きつつ、必要最小限に留めなければならない。事業者団体や都民、高齢者、介護事業者など、様々な業界の声を聞きながら、対策を練るのが良い。
- ・ まん延防止措置を行う際の根拠として、どのような指標やデータを参考とするのか、諸外国の事例なども踏まえて検討して欲しい。

(3) 全般について

- ・ コロナ禍で感染症対策等を担った担当者が、今後人事異動等により代わってしまっても、当時の経験を残せるようにした方が良い。
- ・ 首都として政治、経済、文化等の中枢機能が集中していることはもちろん、経済・文化、また、都でいうと例えば交通・観光面でもゲートウェイになっている点は東京都の特性と思われ、その視点からの言及があっても良いと思う。
- ・ 都行動計画の公表にあたっては、一般の人が読みやすい形で別冊を設けても良いのではないか。

以上